

博士論文(要約)

社会的包摂と身体

—障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡る考察—

榊原 賢二郎

# 社会的包摂と身体—障害者差別禁止法制後の 障害定義と異別処遇を巡る考察—

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻関連社会科学分野 博士課程

31-107602 榊原賢二郎

2015年12月24日

## 序章 障害者差別禁止法制後の課題

障害とは何であり、いかにして解消されるのか。こうした基本的な問いに、これまでの障害理論・制度は答え損ねて来た。本稿は社会システム理論の知見に基づき、障害概念の定義と異別処遇(異なる取り扱い)の再評価を行う。そのことを通じて本稿は障害理論の刷新と共に、身体社会学や他の社会問題の研究への貢献も目指す。

1970年代以降、障害制度・理論の力点は、身体の「欠陥」(損傷)から、社会の側の問題(障壁)に移行した。制度面では、1970年代以降「障害を理由とする差別」を禁止する制度(以下「障害者差別禁止法制」)が国際的な広がりを見せた。例としてADA(アメリカ、1990年)・障害者権利条約(国連、2006年)、障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法(日本、2013年)を挙げることができる。

障害者差別禁止法制の背景には、近年の障害理論がある。障害を身体的機能不全・構造欠損に直結させる「障害の医学モデル」に対して「障害の社会モデル」[UPIAS and DA 1976][Oliver 1983]は、そうした身体的機能不全・構造欠損としての損傷(impairment)と、社会的排除・不利益としての障害(disability)を区別し、後者の解消を目指している。世界保健機関の国際生活機能分類(ICF)[WHO 2001]も、障害に対する環境要因の存在を枠組みに取り込んでいる。

これらの制度・理論は、治療やリハビリテーションに代えてバリアフリーや権利擁護といった新たな対応を可能にした点で画期的であった。しかしこれらの制度・理論には障害定義と異別処遇を巡る重大な欠陥がある。

現在の障害制度・理論における障害定義はいずれも失敗している。その一つの理由は、これら制度・理論の障害定義が、実は(障害の社会モデルでさえ)論理的には損傷定義に依存しており、しかも損傷とは何かは身体内在的に決定できないことに求められる。ICFはこの問題を統計的に処理しようと試みる。即ちICFは、損傷概念を平均的身体からの統計的偏差によって定義する。しかしこの解法は、身体的条件の分布における尺度の選択と裾の選択という統計外的要素を密輸入している。結局損傷概念は価値判断に依存しており、客観的に画定できる性質のものではないにもかかわらず、論理上それを基礎に据えているところに、現在の障害定義の欠陥の一端が存する。

また障害者差別禁止法制には異別処遇を巡る非一貫性が存在する。差別禁止という枠組みは基本的に、同じ取り扱い(同一処遇)を平等として肯定し、異なる取り扱い(異別処遇)を差別として否定する。ただし障害者差別禁止法制は、差別禁止のみならず「合理的配慮」という過重な負担を生じない配慮措置の提供も求めており、その不提供を差別とするものもある。また、異別処遇としての差別(直接差別)の他に同一処遇としての差別(間接差別)という差別類型も存在するとされる。しかし、間接差別は平等と何が違い、合理的配慮の提供は直接差別とどこが異なるのか不明である。この種の問題は、障害問題に固有のものではないが、障害問題では合理的配慮という項目が加わり、また間接差別と呼ばれる領域の比重が圧倒的になるので困難が一層増すことになる。こうして現在の障害者制度・理論は障害定義と異別処遇という課題を積み残しているのである。

こうした問題状況は、社会学や周辺領域における身体理論で解決されうるであろうか。身体と不利益を巡る理論としてまず想起されるのは構築主義である。しかし、バトラー [Butler 1990=1999] のように身体は常に既に構築されているというだけでは、身体を積極的に扱えず、障害同定の基礎とはなりえない。他方バトラーは、「権力」により物質化された物質性としての身体観も提示する [Butler 1993]。しかし構築主義/本質主義二分法の下では、この物質性に、それらに還元されない独自の位置付けを与えることは困難である。この二分法を、社会の自律性と有機体の自律性という二変数に分解すると、バトラーが依拠するような本質主義と構築主義に還元されない位相の存在が明らかになる。

そうした位相は例えばシステム理論に見出される。パーソンズのシステム理論において人間有機体と行為はそれぞれシステムであるが、システム間には境界相互交換やインプット・アウトプット関係が成立する点でシステムは不完全に自律的であると言いうる。しかし行為システムが象徴的であり人間有機体システムが非象徴的である時に、例えば健康メディアは象徴的であるかという困難が生じる。

そのため我々は身体と社会の完全な自律性を共に措定する身体理論に導かれる。そうした方法論としてルーマンの社会システム理論 [Luhmann 1984=1993-1995] がある。それは、システムがその作動以外に認識手段を持たないという点でラディカル構成主義でもあり [Luhmann 1988=1996]、バトラーの構築主義に接近する。しかしバトラーの構築主義が構築の外部を認めないのに対して、ルーマンの構成主義では、構築に相当するものは特定のシステムに相関して生起する。そのため前者を世界内構築主義、後者をシステム内構築主義として区別することができる。システム内構築主義は、生命再生産や物質性に論及できる強度を持つため、身体理論の基礎となりうる。

この種の身体理論は未だ本格的に展開されていないようであり、少なくとも障害を巡ってはほとんど存在しない。その数少ない例として、ミヘラキス [Michailakis 2003] を挙げることができる。ミヘラキスは、障害の観察が準拠するコードやシステムによって、障害が多様な現れ方をすることを指摘しており、この点は本稿も共有している。しかしミヘラキスの論考は、議論の対象である障害概念を画定させる水準に至っていない。本稿はシステム理論が障害理論にとって、より根本的な価値を有することを示す。

本稿は障害定義と異別処遇の再評価を行うために、二種類のシステム間関係に対応することにな

る。それはまず、身体という人間有機体システムと社会というシステムとのシステム間関係である。また本稿は差別/平等に代えて社会的包摂/排除を理論の中心に据えるが、その際社会諸システム間の関係を定式化する必要も生じる。これら二種類のシステム間関係を定式化するに当たって、システム理論の諸概念が重要となる。

こうして得られた障害理論は第二部以降で検証されるが、強い意味で新たな障害理論を「実証」することは不可能である。それというのも、本稿の障害定義は、経験的対象の範囲そのものを変容させるためである。本稿が望みうることは、いわば「反照的均衡」[Rawls 1971=2010]を目指すことであろう。

第二部以降の検証に際しては、現在の障害制度・理論が形成する障害観から距離を取るために、歴史的視座を導入する。後述するように、障害者差別禁止法制や障害の社会モデルが一旦受容されると、それ以外の観点を採用することが困難になる。そうした状況下で障害観を書き換えるためには、「今」を一度相対化するような時間軸の導入が必要なのである。

第二部以降で対象となるのは、経済システムおよび教育システムにおける障害を巡る文献資料である。第二部で取り上げる経済システムでは、異別処遇の是非を巡って尖鋭な対立が存在してきた。他方、第三部で取り上げる教育システムにおいては、包摂の空間的含意が争点となってきた。本稿はこれらの領域の検討に基づき障害現象を考察する。

## 第一部 障害理論の再検討

第1章では、障害現象を社会的排除の一種として捉え直し、障害理論と社会学理論の架橋を試みる。障害の社会モデルの原型を提起したUPIASは既に、社会的排除・不利益として障害を定義した。ただし、UPIASは全ての社会的排除を労働市場からの排除に帰着する一枚岩的な社会観を採用している。

他方星加[2007]は、個別の文脈における障害よりも重大な障害現象として「不利益の集中」に着目する。それは、社会生活の多くの場面で長期にわたり不利益を経験することである。この「不利益の集中」は、全体社会からの排除[Luhmann 1997=2009]、あるいは蓄積的排除[小松 2003]として再定式化できる。機能分化した全体社会では、各機能システムからの包摂/排除は独立かつ一時的であると考えられる。しかし現実には各機能システムからの排除が相互依存し安定化することがある。この状況が蓄積的排除である。不利益の集中は蓄積的排除として解釈でき、個別の不利益は個別機能システムからの排除として解釈できる。こうして本稿は障害を機能分化社会における社会的排除として把握する視座を獲得する。

これを踏まえて、第2章では障害定義と異別処遇の再評価を行う。ルーマン[Luhmann 1984=1993-1995]の概念を用いれば、障害問題に現れる身体は、自己塑成的な社会システムにとっての情報として把握できる。自己塑成(オートポイエーシス)[ibid.]とは、システムの諸要素が当の諸要素とそのネットワークから産出されることである。自己塑成的なシステムも環境とある種の間関係を取り結ぶことができる。その一つの様態が情報、即ちシステム状態を選び出す出来事である。身体は社会シ

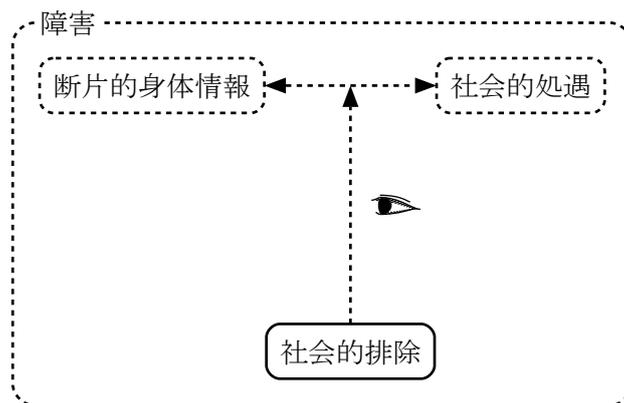


図 1: 障害

システムにとっての一種の情報であり、本稿ではこれを身体情報と呼ぶ。我々は身体についてコミュニケーションを行う時、身体情報を用いているのであり、環境接触を行っているわけではない。

障害現象における身体情報は、身体を不可分の統一体としてよりは、下肢や上肢、視覚や聴覚のような細部に分解して扱う。これは「政治解剖学」[Foucault 1975=1977]に対応する。この種の身体情報が社会的排除と結び付けられる時に障害現象が観察される。

以上から障害概念および関連諸概念は以下のように定義される (図 1)。

- 障害: 断片的身体情報と社会的処遇の関係に帰責された社会的排除
- 社会的排除: 単一または複数の機能システムにおける、一時的ないし恒常的な、個人ないし複数人に対する、参加または配置への一般的制約
- 断片的身体情報: 人間有機体に言及する、社会システムにとっての情報(身体情報)の内、一全体としての個人にではなく、身体機能/構造の高度に局限された細部に言及するもの
- 社会的処遇: 特定的人格を対象とした行為
- 損傷: 障害現象を構成する断片的身体情報
- 障害者: 障害現象における被排除者

本稿の障害定義は、障害現象の可変性を説明する。被排除者が個人か集団か、一時的排除か恒常的排除か、個別領域的排除か領域横断的排除か、帰責は安定的か不安定的かなどによって、障害現象の範囲が異なってくる。このことは、障害を巡るマイノリティ集団アプローチと普遍主義的アプローチの両者を整合的に説明しうる。

自己塑成的障害定義の核となった社会的包摂/排除は、同一処遇/異別処遇と比較的高度に独立であると考えられる。ここでいう同一処遇/異別処遇とは、特定的人格に対する、他の人格と同じ/異なる条件下の行為である。そうであるならば、我々は包摂的同一処遇・包摂的異別処遇・排除的同一処遇・排除的異別処遇という四象限図式(図 2)を考えることができる。これまで差別/平等と呼ばれてきたものは、排除的異別処遇/包摂的同一処遇に対応する。他方、両軸が高度に独立ならば、包

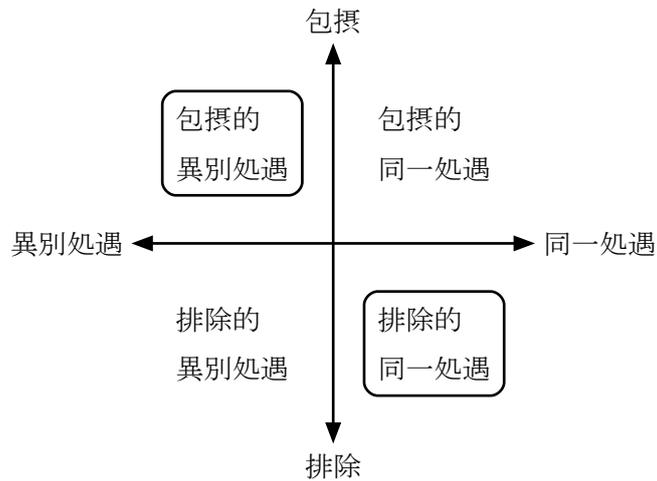


図 2: 処遇と効果の四象限図式

摂的異別処遇・排除的同一処遇という象限の可能性が導かれる。

これにより「障害者差別」の類型も整理される。直接差別は排除的異別処遇に、間接差別は排除的同一処遇に対応する。合理的配慮の不提供も間接差別同様排除的同一処遇に当たるが、こちらは解消のために包摂的異別処遇を要請する点を明示する。ただし合理的配慮は、個別の状況に応じて個々の事業者にとって過重な負担とならない範囲内で行われるという限定があり、合理的配慮に還元されない包摂的異別処遇もありうる。例えば障害者の割当雇用制度も、うまく機能すれば包摂的異別処遇と捉えうる。

こうして本稿は包摂的異別処遇の論理的可能性を主張するのであるが、これに近い理論は他にも存在する。その中でも有力な潜在能力アプローチと本稿の理論枠組みを比較したのが第3章である。

潜在能力アプローチは、人がなりうるあり方、なしうる事柄の幅としての潜在能力に焦点を当てる。潜在能力の保障のためには、ある人に他の人よりも多くの財あるいは別種の財を配分するような異別処遇も正当化されうる。

しかし潜在能力アプローチには障害者の生をスティグマ化する可能性がある。潜在能力アプローチの下で異別処遇が与えられるためには、その人の生が劣悪であると評価される必要がある。その劣悪さの一端は財の不適切な配分にあるが、財の配分が変更されてもなお、採用されている尺度の下で潜在能力が劣位にとどまる可能性を排除することはできない。ここに潜在能力アプローチがスティグマ化をもたらす可能性が存在する。こうした可能性はテルジ [Terzi 2010] が残された課題として言及しているように、既にセン [Sen 1985=1988] の潜在能力アプローチに内在していたと考えられる。またヌスバウムは、重度知的障害者の生が、潜在能力の閾値を達成しえない不幸な生として扱う。ここでは明らかにスティグマ化が生じている。

こうしたスティグマ化の背景には、潜在能力アプローチが自然/社会区別を解除し、社会の環境であるはずの身体について無媒介に語る傾向性が存する。こうした傾向性は、種間正義を論じるヌスバウムにおいて特に鮮明である。このことは「種の標準」という概念の使用や、ICFの前身の障害分類であるICIDHへの準拠に看取することができる。潜在能力アプローチがもたらすスティグマ化

表 1: ハイアーによる障害者制度の二分法 ([Heyer 2000] を基に作成)

第一群	第二群
差別禁止	割当雇用
機会の平等	結果の平等
他の市民と同様の処遇 (同一処遇)	差異の保護 (異別処遇)
社会モデル	医学モデル
統合	分離
公民権の伝統	公民権の伝統の欠如——和とヒエラルヒー
西洋	西洋の価値が異質である場 (東洋)

の要因は、こうしたいわばコミュニケーションの環境接触の無自覚な肯定に求められる。

潜在能力アプローチが残存する否定性を個人に帰責するとすれば、本稿の障害理論 (自己塑成的障害論) は残存する障害を社会的排除として把握し続けることによってスティグマ化を回避する。こうした帰結は、自己塑成的障害論の二つの特徴から導かれる。第一に、包摂や処遇といった非対称な概念を用いることが、包摂/排除し処遇する社会に照準することを可能にする。第二に、自己塑成を前提に置くことによって、我々はコミュニケーションを行う限りにおいて社会にとどまり続けることが明らかになる。身体情報もコミュニケーション相関的に把握される以上、残存する障害はコミュニケーションに差し戻されるのである。こうして本稿の障害理論は障害者のスティグマ化を回避する理論枠組みでもある。

## 第二部 障害者制度と包摂的異別処遇

第二部では、自己塑成的障害論の経験的事実との親和性を確認するために、定義の帰結である「包摂的異別処遇」の可能性、より精確には同一処遇による包摂原理の限界を検討する。そうするためには、現在の障害者制度・理論が張っている空間の外部に出る必要があるが、これは存外に難しい。それというのもこれらからの逸脱を「差別」や「障害」に回収する回路が存在するからである。例えばハイアー [Heyer 2000] は、日米の障害者雇用施策を比較して、表 1 のように特徴付けている。

これによれば、障害者差別禁止からの逸脱は、公民権の欠如を示すという意味で結局「差別」であり、また「医学モデル」として特徴付けられるのであるから、「障害」の真の原因に取り組まずそれを温存するものであることになる。こうして、差別禁止法制と社会モデルは、そこからの逸脱を差別や医学モデルと位置づけることによって安定化している。

しかし第 4 章で取り上げる ILO 第 99 号勧告は、ハイアーが提示するような二分法の限界を示している。そこには障害者差別禁止法制の原型、即ち障害者も、有資格であり条件が整えば、健常者と同様に生産的になりうるのであるから、機会均等を保障しなければならないという主張が見出される。しかし ILO 第 99 号勧告の時点では、こうした主張は差別禁止・公民権擁護の観点ではなく、

職業リハビリテーションの観点から行われたのであった。機会均等条項は職業リハビリテーションの能力を象徴しかつ担保するものであった。こうして機会均等条項は、ハイヤーの二分法で言えば、むしろ「医学モデル」および西洋の価値に当たることになる。

障害者雇用における差別禁止アプローチは、こうした出自を持つために、職業リハビリテーションの「クリーミング」問題 [O'Brien 2001] を継承することになった。これは、職業リハビリテーションが理念上は障害者全般を生産的にするものであるのに反して、実際はごく一部の対象者、基本的に「軽度者」にしか提供されなかったことを指す。障害者の機会均等が差別禁止・権利擁護の枠組みに移し替えられてからもそうした構造は維持されており、例えば重度障害者に対する継続的支援を伴う支援付き雇用は、差別禁止アプローチを前面に打ち出す ADA ではなく、リハビリテーション法に組み入れられることで辻褄が合わせられた。ここから示唆されることは、同一処遇のみによる包摂原理は、実際には同一処遇による包摂を機能させるための選別に依存せざるを得ないということである。

第5章におけるUPIASとDAの主張の検討は、同様のことが障害の社会モデルにも当てはまることを示している。ただしここでは、所得保障や障害の共通性といった新たな観点が加わる。障害の社会モデルの原型は、1970年代に、DAによる障害者の所得保障構想を批判する中でUPIASが定式化したものである。UPIASが批判したのは、こうした所得保障の異別処遇としての性質であったといえる。DAの所得保障構想は、まず健常者との間の異別処遇であって、異別処遇の要求は他の社会運動との連帯を不可能にすると考えられた。またそうした異別処遇への要求は、障害者を無力で依存的なスティグマ化された存在にするとも考えられた。DAのような形の所得保障は、ストーンの実験でいえば「カテゴリー的解決」 [Stone 1984] であり、障害者を必要本位の分配制度に位置づけることは、対象をごく限定されたカテゴリーとすることを伴うことになる。UPIASはそうした限定されたカテゴリーがスティグマ化につながると見て批判し、最重度の身体障害者も統合雇用可能であると主張した。

DAの所得保障構想はまた、障害者間に異別処遇を持ち込むと批判された。DAが提起する障害手当は、損傷を百分率で測定し、そこから支給額を算出するものであった。これは障害者間に微細な差異を導入することである。UPIASはこうした異別処遇が、障害者運動の一体性を掘り崩し、その結果障害の解消を不可能にする論じた。UPIASにとって、障害者はマイノリティ集団として団結すべきであり、差異を持った諸個人に分解されてはならなかったのである。

しかし、こうした運動の観点から見たときに、UPIASのようなワークフェア的方向性が優位にあるとはいえない。1976年の時点でも、UPIASは社会が全ての障害者を均一に排除しているのではないことに言及している。UPIASの中心人物であったフィンケルシュタイン [Finkelstein 1993 → n.d.] も、「想定された雇用可能性」により障害者が序列化されていることを認めている。その上で排除されているという障害者間の共通点が強調されるのであるが、先述の相違や序列化を否定する論理が用意されているわけではない。もしも障害者が経験している排除の強度が多様であるということを確認するのであれば、UPIASに従えば次のいずれかが生じることになる。即ち、実質的に機会均等を確保するための異別処遇が障害者—健常者間あるいは障害者間に分断をもたらすか、さもな

ければ形式的な機会均等を確保するための同一処遇が一部の障害者にしか包摂をもたらさないかである。後者も結局は障害者間の分断をもたらすのであって、同一処遇による包摂の優位は運動論上も根拠付けることはできない。

以上第二部では、同一処遇のみによる包摂原理の限界を論じた。ここで否定されているのは包摂的同一処遇ではなく、同一処遇のみによる、あるいは同一処遇に過剰な価値付与を行う包摂原理である。同一処遇のみに基づく包摂原理は、結局有資格性や想定された雇用可能性による限定を伴う。そうであるならば、障害者全般に対する普遍的な処遇原則とはなりえず、少なくとも包摂的異別処遇や排除的同一処遇という象限の存在可能性を否定することはできない。こうして自己塑成的障害論の一帰結としての包摂/排除と同一/異別処遇の四象限図式が一定程度尤もらしいことが確認され、本稿の障害理論の有効性が示唆された。

### 第三部 障害現象における配置と参加

本稿の定義によれば、障害とは一種の社会的排除である。この社会的排除は、一方で諸機能システムへの参加に関わっているが、他方では諸機能システムへの参加の際の空間的配置にも関わっている。空間的配置という要素を入れたのは、障害問題における包摂=インクルージョン概念が、場の統合/分離を重要な構成要素としてきたからである。しかし、統合/分離をどのような形で障害理論に組み込むべきかについては、必ずしも自明ではない。この点を検討し、障害定義の明確化を図ったのが第三部である。

通常空間/特殊空間のような空間カテゴリーを前提とすれば空間的統合/分離を定義することができ、それを基にして包摂/排除概念を定義することもできる。しかしここで、その空間間区別を誰がいかなる根拠で持ち込むのかという問題がある。これに対しては、人々の境界設定とレイベリングによって、通常/特殊区別が生じると論じることは可能である。しかしこれでは、いかなる空間を通常/特殊と名指してよいのかについて何らの指針も得られない。客観的な基礎付けというものは不可能であるとしても、他の諸観念との関連性をもう一段明らかにすることが必要であろう。そうでなければ本稿の包摂/排除概念は操作化できなくなってしまう。

それでは、空間間区別を一旦留保した場合、包摂/排除の空間的含意はどのように定義されうるのであろうか。第三部の議論を踏まえれば、排除は空間的制約ないし配置制約を伴うと考えることができる。即ち人々が諸機能システムに参加する際に位置付く空間が制約されている時、空間的な意味で排除が生じていると考えることができる。そしてこうした空間的制約が構造化されている場合、我々は先述のような空間間区別を見出すことができ、統合/分離を定義することもできる。即ち、排除が集合的に生じており、排除されている人々とその他の人々が位置付く空間の重複が少ない時に、空間的分離が生じていると考える。空間的制約を単なる処遇の様態ではなく、排除の構成要素としたのは、それが他者化に結びつきうるからである。江原 [1985] が差別の核心に見出した排除とは他者化であって、本稿もそうした見解を継承する。

空間的制約は一見対称的に見える。例えば障害現象を前提とした時、障害児と健常児の分離教育

は、障害児が「普通」学校に通うことを制約しているとともに、健常児が「特殊」学校に通うことを「制約」しているとも言う。しかし、特殊教育の場合は圧倒的に少ない。このことの帰結として、第6章で述べたように、健常児は近隣の学校に通えるが、障害児は遠方の学校に通わねばならないことになる。こうした状況下では、学校選択や移動、「地域」に関する空間的制約を、一部の児童のみが蒙っていると言える。また、そうした数以外にも、各空間の条件面での差異や、教育システムやその他のシステム(例えば経済システム)における参加の制約と絡み合うと、空間間に非対称性が生まれる。こうして空間的制約は一部の人々に限定されていると考えることは可能である。

ここでの空間的制約は、まず各機能システムに即して個別に考えることができる。障害問題における包摂=インクルージョン概念は、例えば第三部で扱う障害児教育における空間的制約の除去を表現していたのであって、各機能システムにおける空間的制約を問う視座を確保していた。本稿もそうした視座を採用する。こうして個別機能システムについて配置制約を考えることができるのであれば、次に我々はそれらの総体的布置について論じられるようになる。例えば、家・学校・職場・余暇活動の場は通常の場合様々に選択でき、しかも互いに異なっている。しかしニーリエ [Nirje 1972=2000: 96-97] が指摘するように、知的障害者大規模収容施設においては、これらの場は施設内という一つの場に集約・制約されている。この状況は領域横断的な空間的制約であって、これを排除的であると判断することは妥当であろう。

こうして各機能システムにおける社会的包摂に参加制約と配置制約の二要素を見出すことができるのであれば、次に両者の関係性が問題になる。特に問題となるのは、両者を同時に除去することの可否であろう。障害児教育においては、統合教育では障害児の教育参加のための手厚い支援を提供できないという「投棄」批判が存在する。こうした「投棄」批判について検討することは、包摂/排除を核とする障害概念の画定のためにも必要である。

まず、やはりここでも同一処遇による包摂原理が問題となることを第6章で述べた。日本の義務教育は、学級という空間を単位として構成されてきた。教育的財政配分は学級を単位として行われてきたのであり、教育課程も学級単位の一斉指導を前提に組み立てられてきた。この学級を単位とした教育制度は、学級内部の均質性を前提としており、学級内部で異別処遇を行うための仕組みを従来持ち合わせていなかった。生徒に他の生徒よりも多くの資源を提供するための手段は、学級定数が低く設定された別種の学級を用意することに帰着した。こうして学級を単位とした財政配分は、教育参加のための支援提供が分離教育につながる構造をもたらしたのであった。換言すれば、日本の障害児教育は、「面の平等」[苅谷 2009]の裏面として分離教育を生じてきたといえる。

これに対して特別支援教育支援員制度は、支援を必要とする生徒数を基礎とした新たな財政配分技術を伴っており、基本的には統合教育を前提としている。この財政配分技術は、学級内部に異別処遇の可能性を持ち込むことにより、参加と統合をより両立可能にすると考えられる。

しかし投棄問題が完全に解消されうるとは限らない。第7章で取り上げたフィッシャー判決(856 A.2d 552)では、学習障害児の30名規模の統合教育が、当該児童の学習への集中を妨げ教育達成を阻害しているとして、両親が分離教育を主張し認められた。教育達成が参加の重要な指標であるとすれば、この判決は投棄問題が残存する可能性を示している。

そうした時に統合教育/分離教育を選択する自由が議論の中に組み込まれていることが重要になる。実際、アメリカの障害児教育は、自由を基礎とした「最少制約環境」という原理を発展させてきた。この原理は、一方では最大限の教育的統合を規定する。他方それは教育達成を考慮しつつ、制約を「最少」にするための複数の教育形態、即ち「代替的配置の連続体」を制度化しており、場の選択を可能にしている。

最少制約環境が最大限の統合教育に結びつくのは、児童を居住地以外の学校に通わせることが空間的制約として解釈されうるからである。しかし最少制約環境規定はもう一つの制約、即ち参加制約も同時に考慮に入れる。その結果最少制約環境規定は場の選択権を保持したのであった。即ち最少制約環境規定は参加制約と配置制約の総体を最少かすることを目指したのであって、ここではセン [Sen 1985=1988] が言う「集合評価」が有効となる。

こうした解決は人種間統合教育を巡る状況と明らかに異なっている。ブラウン判決においては、人種間の統合教育は「法の平等な保護」によって根拠付けられた。しかし PARC 判決に見られるように、障害児の統合教育はその先例に従わず、自由と結びついた「法の適正過程」によって根拠付けられたのであった。この二つの問題系の落差から、教育的配置における自由の承認が、包摂を志向した異別処遇になりうることが示唆される。

こうして最少制約環境概念は、参加制約と配置制約の集合評価を包摂/排除の基礎に据える。この集合評価にいかなる評価尺度を持ち込むかによって立場は変わってくる。特に空間に関する要素評価的尺度を持ち込むと完全統合教育が導かれることになる。しかしこうした可能性を含めて、包摂/排除を参加制約と配置制約の集合評価によって把握することは、少なくとも議論の最低線となるであろう。本稿はこうした最少制約環境原理を踏まえて、包摂/排除概念を参加制約と配置制約によって定義したものである。

## 終章 自己塑成的障害論の経験的展開に向けて

終章の付論では、自己塑成的障害定義の操作化の方向性を、障害統計と障害者差別禁止法制に即して論じている。障害統計については、既にワシントングループという組織が、ICF の質問紙調査への応用を検討している。例えば損傷についての質問群は、「あなたは補聴器をつけても、聞くことが難しいですか」などの質問に対し、「いいえ」から「全くできない」までの4段階の選択肢を設けるものである。この方式の根本的欠陥は、なぜこの一覧中の身体的諸条件が損傷であるというのか、それらは同じ意味で損傷であるのかという問いに答えられない点にある。

本稿の障害定義に従えば、障害同定のためには排除/包摂・身体情報・処遇・帰責といった項目が必要である。まず排除/包摂に関する標準化された質問群が必要である。身体情報は、任意の身体情報が障害と結びつきうることから、ワシントングループの身体的条件の一覧を流用しても差し支えない。しかしこれらはそのままでは損傷とは呼べず、排除との関連が確認されて始めて損傷となる。帰責は統計的方法によって定式化することができる。処遇は個別状況に依存する部分が多いが、障害統計の興味関心はここにある。実際例えば、ある種の割当雇用を導入している国とそうで

ない国で障害が生じる割合がどの程度異なるのかなどを知ることが分析の目的になるのであり、実際そうしたことは可能である。こうして自己塑成的障害定義は、障害統計の方法論的確立に寄与しうると考えられる。

最後に自己塑成的障害定義が障害者差別禁止法制に与える示唆についても論じた。本稿の障害定義を、観察の階数を落として表現すれば、ある個人の身体の特定の部位や機能の状態と、当該個人に対する処遇の関係性から生じる当該個人の排除として規定することができる。ここには帰責という要素が明示されていないが、訴訟のような場では、異なる当事者の間の観察の比較が生じるために、この点を考慮すれば上記の定義は誤りではない。この定義は、排除より前に障害者という対象や損傷・障壁といった否定的項目が存在するという障害者差別禁止法制の欠陥を乗り越えている。この枠組みは障害禁止法制と呼ぶ。

ここまでの議論を踏まえれば、障害禁止法制に求められることは、過重な負担を回避しつつ、排除的同一/異別処遇に代替する包摂的同一/異別処遇を要請することである。ここには「間接差別」を巡る困難もなければ、「合理的配慮」の周縁化や、合理的配慮を巡る過剰な有資格性の強調もない。こうして自己塑成に基づく障害理論を操作化することは実り豊かな帰結を生じるというのが本稿の主張である。

## 引用文献

江原由美子(1985)『女性解放という思想』勁草書房。

苅谷剛彦(2009)『教育と平等——大衆教育社会はいかに生成したか』中央公論新社。

小松丈晃(2003)『リスク論のルーマン』勁草書房。

星加良司(2007)『障害とは何か』生活書院。

Burr, Vivien(1995), *An Introduction to Social Constructionism*, London: Routledge. = (1997) 田中一彦(訳)『社会的構築主義への招待——言説分析とは何か』川島書店。

Butler, Judith(1990), *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York: Routledge. = (1999) 竹村和子(訳)『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社。

———(1993), *Bodies that Matter: On the Discursive Limits of “Sex”*, New York: Routledge.

Finkelstein, Vic(1993 → n.d.), “The Commonality of Disability”, Retrieved 10 February, 2015, <http://disability-studies.leeds.ac.uk/files/library/finkelstein-Commonality-of-Disability.pdf> .

Foucault, Michel(1975), *Surveiller et punir: naissance de la prison*. = (1977) 田村俶(訳)『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社。

Heyer, Katharina(2000), “From Special Needs to Equal Rights: Japanese Disability Law”, *Asian-Pacific Law & Policy Journal*, 1(1): 7.1-7.21.

- Luhmann, Niklas(1984), *Soziale Systeme*. = (1993-1995) 佐藤勉 (監訳) 『社会システム理論』 恒星社厚生閣。
- (1988), “Erkenntnis als Konstruktion”. = (1996) 土方透・松戸行雄 (訳) 「構成としての認識」 『ルーマン、学問と自身を語る』 新泉社、223-256。
- (1997), *Die Gesellschaft der Gesellschaft*. = (2009) 馬場靖雄 (他訳) 『社会の社会』 法政大学出版局。
- Michailakis, Dimitris(2003), “The Systems Theory Concept of Disability: One Is Not Born a Disabled Person, One Is Observed to Be One”, *Disability & Society*, 18(2), 209-229.
- Nirje, Bengt(1972), “Application of the Normalization Principle: Comments on Functional Planning and Integration”, Paper for 5th International Congress on Mental Retardation, International League of Societies for the Mentally Handicapped, Montreal. = (2000) 河東田博・橋本由紀子・杉田穂子・和泉とみ代 (訳編) 『ノーマライゼーションの原理——普遍化と社会変革を求めて』 増補改訂版、95-102。
- Nussbaum, Martha C.(2006), *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*. = (2012) 神島裕子 (訳) 『正義のフロンティア——障害者・外国人・動物という境界を越えて』 法政大学出版局。
- O’Brien, Ruth A.(2001), *Crippled Justice: The History of Modern Disability Policy in the Workplace*, Chicago: University of Chicago Press.
- Oliver, Michael(1983), *Social Work with Disabled People*, London: Macmillan.
- Rawls, John(1971), *A Theory of Justice*. = (2010) 川本隆史 (訳) 『正義論』 紀伊國屋書店。
- Sen, Amartya(1985), *Commodities and Capabilities*. = (1988) 鈴村興太郎 (訳) 『福祉の経済学——財と潜在能力』 岩波書店。
- Stone, Deborah A.(1984), *The Disabled State*, Temple University Press.
- Terzi, Lorella(2010), “What Metric of Justice for Disabled People?: Capability and Disability”, Harry Brighouse and Ingrid Robeyns(eds.), *Measuring Justice: Primary Goods and Capabilities*, New York: Cambridge University Press.
- UPIAS and DA(=The Union of the Physically Impaired against Segregation and the Disability Alliance)(1976), *Fundamental Principles of Disability*, London: UPIAS and DA.
- WHO(=World Health Organization)(2001), *International Classification of Functioning, Disability and Health*, Geneva: WHO.